

土木工事の設計変更に伴う契約変更取扱要領

1. 目的

この要領は「土木工事の設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の通達（経理第 5029 号 昭和 58 年 4 月 1 日）に基づき、土木工事の設計変更に伴う契約変更の取扱い等に関し、必要な事項を定めるものである。

請負代金額の変更は、工事請負契約約款に基づき、甲乙協議のうえ定めるのを原則とするが、査定、設計変更、精算にあたっての取扱いは通常の場合この要領によるものとする。

2. 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 設計変更

工事請負契約約款第 19 条の規定により図面又は仕様書（設計書を含む。以下同じ。）を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ請負者に指示することをいう。

(2) 単価、工事量又は一式工事費の変更

設計変更に伴い、工事費内訳明細書（以下「内訳書」という。）の単価、工事量又は一式工事費を増減することとなる場合をいう。

（注）単価の変更とは、工事現場の実態によりコンクリート側溝の壁厚を変更したため単価に変更があるようなものをいい、工事量の変更とは、工事現場の実態により単価の変更を生ずることなく工事量を増減することをいい、一式工事費の変更とは、数量を一式として表示した工事（以下「一式工事」という。）のうち請負者に設計条件又は施工方法を明示したものにつき、工事現場の実態により当該設計条件又は施工方法を変更し、その結果当該工事量に増減を生ずることをいう。

(3) 新規工種

設計変更に伴い、内訳書に設計変更に係る工事に対応する工種（新規工種のうち「類似増工工種」は除く。）がないため、当該工事の種別細別等を新たに追加することとなる場合における当該工事をいう。

(4) 類似増工工種

設計変更に伴い、内訳書に設計変更に係る工事に対応する工種を既契約工種に対し、類似工種として当該工事の種別細別等を新たに追加することとなる場合における当該工事をいう。

3. 契約変更の範囲

- (1) 設計表示単位に満たない設計変更は契約変更の対象としないものとする。
(注) 工事量の設計表示単位は別に定める工事数量算定基準による。
- (2) 一式工事については請負者に図面、仕様書又は現場説明において設計条件又は、施工方法を明示したものにつき、当該設計条件又は施工方法を変更した場合のほか、原則として契約変更の対象としないものとする。
- (3) 変更設計本工事費が請負代金額に対し 20%以上増額となる工事は、原則として、別途の契約とするものとする。

4. 設計変更の手続

- (1) 工事内容（工期を含む）を変更する必要が生じた場合は、当該変更にかかる資料を整備する。
- (2) 変更契約を締結する以前に、当該変更にかかる工事を実施することはできない。ただし、現場状況、その他の事由により緊急に施工する必要があると認められる場合には、設計変更指示書（請書）に基づき、請負者に変更を指示することによって工事を実施することができる。

5. 契約変更の手続

設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（国庫債務負担行為に基づく工事にあっては、各会計年度の末及び工期の末）に行うことをもって足りるものとする。
(注) 軽微な設計変更に伴うものとは、「軽微な設計変更の運用基準」で定める「軽微な追加工事」（以下「軽変追加工事」という。）をいう。

6. 設計変更に伴う新単価

- (1) 新単価（材料労務単価、機械損料単価）は第2項の（3）に該当する場合等に適用できるものとする。
- (2) 新単価は指示時点（事前に指示した場合）における積算単価とする。
- (3) 指示時点単価の採用にあたっては設計変更指示書で処理するものとし、指示時点とは、設計担当者（監督職員）の指示書により請負業者に、書面で指示した時点とする。

7. 市単独工事（公共工事合併は除く）の取扱い

（1）工事の査定

- ア 請負代金内訳を査定する。
- イ 内訳書への単価、金額の記入は上段にすること。
- ウ 査定額は請負者に、以下に示す査定単価を提示し、承諾を得て決定する。

（2）当初査定（表－1 当初査定の方法 参照）

- ア 単価＝設計単価×請負率
- イ 一式工事費＝設計工事費×請負率
- ウ 共通仮設費＝設計金額×請負率
- エ 現場管理費＝設計金額×請負率
- オ 一般管理費＝契約金額－査定工事原価

（3）設計変更の積算（表－2 設計変更の積算方法参照）

変更設計本工事費が、請負代金額に対し 20%以上増額となる工事は、別途の契約とする。ただし、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものは、契約担当課と協議のうえ、設計変更により処理できるものとする。

ア 直接工事費の積算

直接工事費の積算は、以下に示す設計変更単価（一式工事費も同じ）を用いる。

- （ア）既契約工種 設計変更単価＝査定単価
- （イ）新工種 設計変更単価＝設計単価
- （ウ）類似増工工種 設計変更単価＝設計単価×請負率

イ 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費（以下「諸経費」という。）の算出

設計単価により直接工事費並びに諸経費について新たに設計積算を行い、これに請負率を乗じて得た金額を変更設計の諸経費とする。

ウ 新工種等設計額の算定

新工種の直接工事費合計金額にそれに相当する諸経費を加えた額を「新工種等設計額」（Y'）とする。

算定方法は次の手順により行うものとする。

- （ア）追加工種のうち、新工種のみの直接工事費（ΣA）を算出する。
- （イ）変更設計本工事費（P'）を変更設計経費対象額（Z'）で除し、全体諸経費率（P' / Z'）を算定する。
- （ウ）新工種等設計額の算定は次式による。

$$Y' = \Sigma A \times (P' / Z')$$

エ 設計変更における類似増工工種と新工種の区分

新工種のうち、類似増工工種と新工種の区分は、原則として次の基準によるものとする。

(ア) 類似増工工種とみなすもの

- 1) 作業時間、施工時期を変更するもの
- 2) 同種の材料を使用するもの
- 3) 同種の工法を用いるもの

(イ) 新工種とみなすもの

- 1) 異種の材料を使用するもの
- 2) 異種の工法を用いるもの

(4) 変更設計書の作成

変更設計書（内訳書）への記載は次のとおりとする。

ア 新工種、軽変追加工種及び類似増工工種は、新たな欄を設け数量、単価、金額の表示は、下段に記載し、上段は「-」表示とする。摘要欄には新工種については「新工種」軽変追加工種については「軽追」、類似増工工種については「増工」と表示する。

イ 廃止する工種については数量、単価、金額欄の下段を「-」表示とし、摘要欄に「廃工種」と表示する。

ウ 金抜き設計書の内訳書には単価、金額及び歩掛りに係るものは一切記入しない。

(5) 変更査定（表-3 設計変更時の査定方法参照）

ア 既契約工種及び類似増工工種の単価（一式工事費）は、設計変更単価（一式工事費）どおりとする。

イ 新工種の単価（一式工事費）は設計単価（設計一式工事費）に、変更請負率を乗じて得た額を査定単価（一式工事費）とする。

ウ 仮設費のうち、新工種分は設計金額に変更請負率を乗じて得た額を査定金額とする。既契約分及び類似分については設計金額（査定）とする。

エ 仮設費以外の共通仮設費及び現場管理費は、変更査定経費対象額に変更設計における各費用の計上率を乗じて得た額を査定金額とする。

オ 一般管理費は、変更契約金額から変更査定工事原価を差引いた残額を、査定金額とする。

カ 内訳書への単価、金額の記入は次のとおりとする。

（ア）既契約工種の単価は上段のみ、金額は上、下段ともに記入する。なお変更しない内訳についても同様とする。

（イ）追加計上した工種の単価、金額は下段のみ記入する。

（ウ）廃工した工種の単価、金額は上段のみ記入する。下段は「-」表示する。

(6) 精算（表-4 精算の方法 参照）

ア 直接工事費の算出

- (ア) 既契約工種は出来高認定数量に査定単価を乗じて得た額を出来高金額とする。
- (イ) 一式工事費は査定金額を出来高金額とする。ただし、関連工種の変更に伴い、一式工事費の変更が必要となった場合は、設計工事費に当初請負率を乗じて得た額を出来高金額とする。
- (ウ) 軽変追加工事は出来高認定数量に設計単価に当初請負率を乗じて得た金額を出来高金額とする。また、この場合の一式工事についても設計工事費に当初請負率を乗じて得た額を出来高金額とする。

イ 共通仮設費の算出

査定金額を出来高金額とする。ただし、明細書により計上されたものは出来高認定数量により算定した出来高金額とする。

ウ 現場（工場）管理費の算出

出来高純工事費に査定現場（工場）管理費率を乗じて得た額を出来高金額とする。

エ 一般管理費の算出

出来高工事原価に査定一般管理費率を乗じて得た額を出来高金額とし、その金額以内で、本工事費が1,000円止めとなるよう端数調整する。

8. 公共工事（市単独工事合併を含む。以下同じ）の取扱い

(1) 公共工事の査定

公共工事の場合、当初査定時、変更査定時とも請負代金内訳については、査定しないものとする。

(2) 設計変更の積算

ア 本工事費の算出

直接工事費並びに諸経費について新たに設計積算を行い本工事費を算出する。

イ 変更設計本工事費の算定

前項アで求めた本工事費に請負率を乗じて得た額を「変更設計本工事費」とする。

(3) 変更設計書の作成

変更設計書（内訳書）への記載は次のとおりとする。

ア 新工種は、新たな欄を設け数量、単価、金額の表示は、下段に記載し、上段は「-」表示とする。摘要欄には「新工種」と表示する。

イ 廃止する工種については数量、単価、金額欄の下段を「-」表示とし、摘要欄に「廃工種」と表示する。

ウ 類似増工工種は、新たな欄を設け数量、単価、金額の表示は、下段に記載し、上段は「-」表示とする。摘要欄には「増工」と表示する。

(4) 精算

ア 本工事費の算出

軽変追加工事も含め出来高認定数量に基づき、直接工事費並びに諸経費について新たに設計積算を行い本工事費を算出する。

イ 出来高金額の算定

前項アで求めた本工事費に請負率を乗じて得た額を「出来高金額」とする。

9. スライド適用工事

工事請負契約書第 26 条を適用された工事で、設計変更を生じた場合の取り扱いについては、別の定めがある場合を除き、原則として第 6 項に準ずるものとする。

付則

この要領は、平成元年 8 月 1 日から施行する。

付則

この要領は、平成 4 年 5 月 15 日から施行する。

付則

この要領は、平成 13 年 6 月 1 日から施行する。

工事数量算定基準

第1条 総則

1. 適用範囲

- (1) この工事数量算定基準（以下「基準」という）は、大阪市環境局の所管する土木請負工事（以下「工事」という）に適用する。ただし、国庫補助事業は除外する。
- (2) 工事の設計数量並びに出来高数量は、この基準によって計算し計上するものとする。
ただし、この基準に明記のないものは類似種別の単位及び数位に準ずるものとする。

第2条 表示単位及び数位

1. 単位及び数位

- (1) 形状寸法の単位は、メートル法によるものとする。工事目的物の規格等の単位は、国際単位系（S I 単位系）とする
- (2) 設計数量及び出来高数量の表示単位及び数位のとり方は、別表の「工種別・単位及び数位一覧表」の通りとする。ただし、この数位に満たない場合は、有効数位を下位1桁まで繰り下げることができる。
- (3) 工事目的物以外の任意仮設等においては、別表の「工種別・単位及び数位一覧表」を参考に数量を算出し、一式計上することができる。ただし、この場合は、計上数量の内容が判断出来る参考図面等を添付すること。

第3条 工事数量の算定方法

1. 算定方法

数量の計算は、算式毎に指定数位以下一位に止めるのを原則とする。

2. 数量の計上

同一工種の数量については、個々に算出し項目毎に集計するものとする。また、指定数位未満の数量は、切り捨て計上する。

3. 図上計算等

- (1) 設計数量は、現場調査図面等により、図上計算によって算定することができる。
- (2) 出来高数量は、設計図（工事目的物の形状寸法により、出来形管理値が明確なもの）に基づいて計算するのを原則とするが、現場条件等により設計図どおりの施工ができないものについては、実測数値により計算を行うものとする。（変更図での指示）
- (3) 精密な計算あるいは測定によりがたい場合には、概算式または図上計算等によって算定してよい。ただし、算定方法を添付すること。

4. 体積の計算

- (1) 土量計算においては、幅または断面に変化がある場合は、平均断面法を原則とする。
- (2) 擁壁等の躯体の体積計算で、幅または断面に変化がある場合は、オベリスク、ブリズモイド等の数学公式を使用するのを原則とする。

5. 図面表示及び測定寸法

(1) 図面表示及び測定寸法は、原則として別表の「工種別・単位及び数位一覧表」の指定数位に止め、指定数位未満の数量は切り捨てとする。

(2) 項目別の測定方法については、監督職員の指示によるものとする。

6. 一般構造物等の土量計算

(1) 設計数量及び出来高数量は、工事目的物の形状、現地の地盤高・計画高等の実測値などに基づいて算定する。

(2) 埋戻し(盛土)の土の変化率は0.9を用いる。ただし、通常の転圧を伴わない埋戻し(人力及び小型機械によるもの)については1.0を用いる。

(3) 土量の算定にあたっては以下の通りとする。

- ・掘削深さ $H \leq 1.5$ mの場合は、直堀りを原則とする。
- ・掘削深さ $H > 1.5$ mの場合は、土質に見合った勾配や土留工を施すものとする。
ただし、狭隘な現場、地下埋設物などへの影響を考慮し、土質に見合った勾配を確保できない場合は、土留工を施すものとする。

なお、掘削勾配は以下を標準とする。

土質区分	掘削深さ	掘削勾配
砂質土・粘性土・レキ質土 (普通土砂)	$H \leq 1.5$ m	直堀り
	$1.5 < H \leq 5.0$ m	1 : 0.5
軟岩(I)・軟岩(II)	$H < 1.5$ m	直堀り
	$1.5 < H \leq 5.0$ m	1 : 0.3
中軟岩・硬岩	$H \leq 5.0$ m	直堀り
砂	$H \leq 5.0$ m	1 : 1.5
その他(崩壊しやすい状態の地山)	$H \leq 2.0$ m	1 : 1.0

(注) 設計書に勾配が明記されている場合はこれを用いること。

(4) 土工の余堀りについて

工事目的物に含まれる土工の余堀りは、任意施工を考慮し下記を標準とする。

- ・小規模構造物は、10cmを標準とする。
- ・施工が比較的容易なうえ、簡易な仮設構造物により施工できる場合の、擁壁及び基礎構造物等は、以下の通りとする。

種別	掘削深さ	余堀り幅	摘要
擁壁 (場所打ち)	$H \leq 1.5$ m	10cm	重力式擁壁等
	$H > 1.5$ m	20cm	
基礎構造物 (場所打ち)	$H \leq 1.5$ m	10cm	排水構造物
	$H > 1.5$ m	20cm	標識・案内板等
プレキャスト製品 (ブロック)	$H \leq 1.5$ m	10cm	縁石・境界石等
	$H > 1.5$ m	10cm	その他二次製品

7. 大規模な構造物等の土量計算

大規模な擁壁及び基礎構造物等は、仮設期間・仮設構造物の条件などを考慮して、別途土量を

算定するものとし、前項6の適用を除外する。

8. 控除

各項目別数量の中に占める、他の物件または施設物の面積、体積等の控除は、別表の「控除一覧表」の通りとする。

第4条 小規模工事の取り扱い

小規模工事（200万円未満）における、本基準の取り扱いにあたっては、別表の「工種別・単位及び数位一覧表」に定めた数位を一位繰り下げる運用ができる。

付 則

この基準は、平成元年8月1日より施行する。

付 則

この基準は、平成13年6月1日より施行する。

工種別・単位及び数位一覧表 [I]

主要工種	種別	内訳明細書への表示			数量計算及び図面表示等			
		単位	数位	まるめ	単位	図面等表示	計算式数位	集計数位
撤去工	構造物破碎工	m ³	少数第1位	切り捨て	m ³	少数第2位	少数第2位	少数第2位
	側溝類撤去工	m	整数位	切り捨て	m	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	防護柵類撤去工	m	整数位	切り捨て	m	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	集水樹類撤去工	箇所	整数位		箇所	整数位	整数位	整数位
	樹木撤去工	本	整数位		本	整数位	整数位	整数位
	鋼矢板撤去工	枚	整数位		枚	整数位	整数位	整数位
	杭撤去工	本	整数位		本	整数位	整数位	整数位
	殻運搬処理工	m ³	少数第1位	切り捨て	m ³	少数第2位	少数第2位	少数第2位
	撤去材運搬工	t	少数第1位	切り捨て	kg	少数第2位	少数第2位	少数第2位
		台	整数位		台	整数位	整数位	整数位
準備工	舗装切断工	m	整数位	切り捨て	m	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	舗装版破碎工	m ²	整数位	切り捨て	m ²	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	舗装切削工	m ²	整数位	切り捨て	m ²	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	破碎殻運搬工	m ³	少数第1位	切り捨て	m ³	少数第2位	少数第2位	少数第2位
土工	掘削工	m ³	整数位	切り捨て	m ³	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	積込工	m ³	整数位	切り捨て	m ³	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	埋戻し工	m ³	整数位	切り捨て	m ³	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	盛土工	m ³	整数位	切り捨て	m ³	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	押土工	m ³	整数位	切り捨て	m ³	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	客土工	m ³	整数位	切り捨て	m ³	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	整地工	m ³	整数位	切り捨て	m ³	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	残土等運搬工	m ³	整数位	切り捨て	m ³	少数第2位	少数第2位	少数第1位
仮設工	土のう工	m ³	整数位	切り捨て	m ³	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	土のう工	袋	整数位		袋	整数位	整数位	整数位
	足場工	m ²	整数位	切り捨て	m ²	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	水替工	台日	整数位		台日	整数位	整数位	整数位
	鋼矢板工	枚	整数位		枚	整数位	整数位	整数位
	土留支保工	t	少数第2位	切り捨て	kg	mm	整数位	整数位
	路面覆工	m ²	整数位	切り捨て	m ²	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	地盤改良工	m ³	整数位	切り捨て	m ³	少数第2位	少数第2位	少数第1位
排水施設工	場所打側溝工	m	整数位	切り捨て	m	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	U型側溝工	m	整数位	切り捨て	m	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	L型側溝工	m	整数位	切り捨て	m	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	排水管布設工	m	整数位	切り捨て	m	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	暗渠排水工	m	整数位	切り捨て	m	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	人孔築造工	箇所	整数位		箇所	整数位	整数位	整数位
	集水樹築造工	箇所	整数位		箇所	整数位	整数位	整数位
	雨水樹築造工	箇所	整数位		箇所	整数位	整数位	整数位
	蓋架工	枚	整数位		枚	整数位	整数位	整数位
		m	整数位	切り捨て	m	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	街渠工	m	整数位	切り捨て	m	少数第2位	少数第2位	少数第1位

工種別・単位及び数位一覧表〔Ⅱ〕

主要工種	種別	内訳明細書への表示			数量計算及び図面表示等			
		単位	数位	まるめ	単位	図面等表示	計算式数位	集計数位
擁壁工	場所打擁壁工 $H < 1.0m$	m	整数位	切り捨て	m	少数第3位	少数第2位	少数第1位
	場所打擁壁工 $H \geq 1.0m$	m	少数第1位	切り捨て	m	少数第3位	少数第2位	少数第2位
	フ°レキヤスト擁壁工 $H < 1.0m$	m	整数位	切り捨て	m	少数第3位	少数第2位	少数第1位
	フ°レキヤスト擁壁工 $H \geq 1.0m$	m	少数第1位	切り捨て	m	少数第3位	少数第2位	少数第2位
	石積擁壁工 $H < 1.0m$	m	整数位	切り捨て	m	少数第3位	少数第2位	少数第1位
	石積擁壁工 $H \geq 1.0m$	m	少数第1位	切り捨て	m	少数第3位	少数第2位	少数第2位
	レンガ積擁壁工 $H < 1.0m$	m	整数位	切り捨て	m	少数第3位	少数第2位	少数第1位
	レンガ積擁壁工 $H \geq 1.0m$	m	少数第1位	切り捨て	m	少数第3位	少数第2位	少数第2位
	ブロック積工 $H < 1.0m$	m	整数位	切り捨て	m	少数第3位	少数第2位	少数第1位
	ブロック積工 $H \geq 1.0m$	m	少数第1位	切り捨て	m	少数第3位	少数第2位	少数第2位
境界縁石工	歩道縁石工	m	整数位	切り捨て	m	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	道路境界石工	m	整数位	切り捨て	m	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	舗装境界石工	m	整数位	切り捨て	m	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	植樹帯縁石工	m	整数位	切り捨て	m	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	舗装止め工	m	整数位	切り捨て	m	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	園路縁石工	m	整数位	切り捨て	m	少数第2位	少数第2位	少数第1位
交通安全施設工	路面標示工	m	整数位	切り捨て	m	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	路面標示工	箇所	整数位		箇所	整数位	整数位	整数位
	消去工	m	整数位	切り捨て	m	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	特殊標示工	m	整数位	切り捨て	m	少数第2位	少数第2位	少数第1位
		箇所	整数位		箇所	整数位	整数位	整数位
	路面標示シール	箇所	整数位		箇所	整数位	整数位	整数位
	各種標識設置	箇所	整数位		箇所	整数位	整数位	整数位
	視線誘導標設置	箇所	整数位		箇所	整数位	整数位	整数位
	道路反射鏡設置	箇所	整数位		箇所	整数位	整数位	整数位
伸縮継手工 (修繕工含む)	ゴム製伸縮装置	m	少数第1位	切り捨て	m	少数第3位	少数第2位	少数第2位
	鋼製伸縮装置	m	少数第1位	切り捨て	m	少数第3位	少数第2位	少数第2位
	埋設ジョイント	m	少数第1位	切り捨て	m	少数第3位	少数第2位	少数第2位
浚渫工	クラブ浚渫工	m³	整数位	切り捨て	m³	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	土運船運搬工	m³	整数位	切り捨て	m³	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	揚土工	m³	整数位	切り捨て	m³	少数第2位	少数第2位	少数第1位

工種別・単位及び数位一覧表〔Ⅲ〕

主 要 工 種	種 別	内訳明細書への表示			数量計算及び図面表示等			
		単位	数 位	まるめ	単位	図面等表示	計算式数位	集計数位
舗 装 工	路 床 工	m ²	整数位	切り捨て	m ²	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	路 盤 补 充 材 工	m ² m ³	整数位	切り捨て	m ² m ³	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	路床安定処理工	m ²	整数位	切り捨て	m ²	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	下層路盤工	m ² m ³	整数位	切り捨て	m ² m ³	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	上層路盤工	m ² m ³	整数位	切り捨て	m ² m ³	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	A s 安定処理工	m ² m ³	整数位 少数第1位	切り捨て 切り捨て	m ² m ³	少数第2位 少数第2位	少数第2位 少数第2位	少数第1位 少数第1位
	各種レベリング	m ²	少数第1位	切り捨て	m ²	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	基層A s 舗装工	m ²	整数位	切り捨て	m ²	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	表層A s 舗装工	m ²	整数位	切り捨て	m ²	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	コンクリート舗装工	m ²	整数位	切り捨て	m ²	少数第2位	少数第2位	少数第1位
防 護 構 工	薄層舗装工	m ²	整数位	切り捨て	m ²	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	ブロック舗装工	m ²	整数位	切り捨て	m ²	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	車止め設置工	箇所	整数位		箇所	整数位	整数位	整数位
	フェンス設置工	m	整数位	切り捨て	m	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	ガードレール工	m	整数位	切り捨て	m	少数第2位	少数第2位	少数第1位
床 版 補 強 工	ガードパイプ工	m	整数位	切り捨て	m	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	各種防護柵工	m	整数位	切り捨て	m	少数第2位	少数第2位	少数第1位
	鋼板接着工	m ²	少数第1位	切り捨て	m ²	少数第3位	少数第2位	少数第2位
雜 工	クラック処理工	m	少数第1位	切り捨て	m	少数第3位	少数第2位	少数第2位
	各種蓋類修正工	箇所	整数位		箇所	整数位	整数位	整数位

設計担当

課長	課長代理	係長	係員

監督担当

総括監督員	主任監督員	担当監督員

平成 年 月 日

設計変更指示書

(受注者)

様

大阪市環境局
(担当:)

下記工事について、次のとおり設計変更を指示します。

契約番号	大契乙・大環境 第 号		
工事名称			
契約日	平成 年 月 日	工事期限	平成 年 月 日
設計変更理由ならびに内容			添付図書番号

軽微な設計変更の運用基準 設計変更における工種区分

軽微な設計変更の取り扱いについて

土木工事においては、現場合わせにより施工しなければならない場合等、設計図書のとおり工事を施工することができないことがある。これらは設計変更を行い契約変更のうえ、工事を施工するのが原則であるが、例外的な取り扱いとして、当初設計において種別、細別等に計上されている工事目的物の機能を保持するために必要で付帯的な追加工事については、軽微な設計変更として工期の末に契約変更を行うことができる旨、「土木工事の設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の通達（経理第5029号 昭和58年4月1日）第3項のただし書きにその定めがあり、環境事業局においては「軽微な設計変更の運用基準」及び「設計変更における工種区分」（平成4年5月15日環境事業局長決裁 環事第209号にて財政局理事宛通知）を定め、これに基づき軽微な設計変更に伴う契約変更の手続きを工期の末（精算時）に行うこととしている。

なお、この取り扱いは請負代金が軽微な変更（決議金変更）限度額を越えてはならない。

1. 軽微な設計変更の運用基準

- (ア) 土木工事における軽微な追加工事のうち、当初設計において種別、細別に計上されている工事目的物の機能を保持するために必要な付帯的なもので、別表の「軽微な設計変更における工種区分」の中の「軽微な追加工種」と指定されたものに限り新工種とみなさないものとし、決議金変更（軽微な設計変更）で処理できるものとする
- (イ) 金額の変更は、その額を含めて「決議金変更限度額」の範囲内とする。
- (ウ) 追加項目の単価は、設計単価に請負率を乗じたものとする。
- (エ) 設計書の様式により、細別欄に形状寸法を記載しているものについても、この運用基準を適用することができるものとする。
- (オ) 別表の指定項目に記載されていないものについては、別途協議のうえこれを定めるものとする。

2. 軽微な設計変更における工種区分

「土木工事の設計変更に伴う契約変更取扱要領」の7-(3)-エに規定する設計変更における類似増工工種と新工種の区分は別表の「軽微な設計変更における工種区分」を参考にして取り扱うものとする。

軽微な設計変更における工種区分

1. 土木工事における軽微な追加工事では、施工時間帯（昼夜別）及び使用機種、使用材料等の変更で、構造、工法、位置、施工断面等の重要な変更に関わらないものとし、本表の指定項目については、決議金変更（軽微な設計変更）で処理できるものとする。
2. 金額の変更はその額を含めて「決議金変更限度額」の範囲内とする。
3. 設計書の様式により、細別欄に形状寸法を記載しているものについても、この運用基準を適用することができるものとする。
4. 本表の指定項目に記載されていないものについては、別途協議のうえこれを定めるものとする。

工種区分	主要工種	類似増工工種	軽微な追加工種
撤去工	構造物撤去工	形状寸法変更	施工機種変更、構造物撤去工 (フェン・柵類・標識・車止め・その他工作物等)
	構造物破碎工	形状寸法変更、有筋→無筋	施工機種変更、構造物破碎工
	樹木撤去工	形状寸法変更	施工機種変更、樹木撤去工
	鋼矢板撤去工	形状寸法変更(長さ、種別等)	施工機種変更(工法変更は除く)
	杭撤去工	形状寸法変更(長さ、種別等)	施工機種変更(工法変更は除く)
準備工	舗装切断工	舗装厚変更	舗装切断工(As、Co)
	舗装破碎工	舗装厚変更、有筋→無筋	舗装破碎工(As、Co)、施工機種変更
	舗装切削工	切削深さ、施工時期(本市の事由による)	施工機種変更
	破碎殻運搬工	運搬先変更(受入費、運搬距離)	施工機種変更、破碎殻運搬工
土工	掘削積込工	土質の変更	施工機種変更、掘削工、積込工 その他 (切土工・盛土工・客土工・敷均し工・押土工等)
	埋戻し工	埋戻土の変更(現場発生土→購入土)	施工機種変更、埋戻し工
	残土運搬工	運搬先変更(受入費、運搬距離)	施工機種変更、残土運搬工
仮設工	土のう積工	使用土変更(現場発生土→購入土)	材質変更、工法変更
	足場工	種別変更 (単管足場→枠組足場→木製足場)	防護工の追加(シート、板張り等)
	水替工	種別変更	水替工
	鋼矢板工	種別変更(II型→III型、簡易型等)	各種土留工、土留支保工
	地盤改良工	種別変更(工法変更は除く)	
	路面覆工	種別変更(鋼製→C○製)	各種路面覆工
排水工	排水管布設工	種別変更 (ヒューム管→塩ビ管・陶管等)	施工機種変更、排水管布設工 その他(管保護工、管接続工、暗渠排水工等)
	側溝工	種別変更 (溝蓋種別・形状及び在来品→新品) 側溝深さ変更 (側壁厚及び側溝幅の変更は「軽追」)	側溝工全般、その他(街渠工等)
	雨水・集水柵工	種別変更(深さ)	雨水柵築造工、集水柵築造工 その他(人孔築造工及び排水施設全般)
擁壁工	重力式擁壁工	高さ変更	重力式擁壁全般、その他(石積擁壁工等)
	プレキャスト擁壁工	高さ変更	施工機種変更、プレキャスト擁壁全般

工種区分	主要工種	類似増工工種	軽微な追加工種
境界石工	歩道縁石工 道路境界石工 舗装境界石工 舗装止工	種別変更 縁石高さ、直線、曲線 在来品→新品 CB製→場所打Co CB製→花崗岩製 型枠(両側・片側・無) 場所打Coの高さ及び幅等	縁石工全般 その他 (自転車道境界石、嵩上げコンクリート、レガ、縁石等)
舗装工	路床工 路盤工 舗装工	補足材(有・無) 種別変更(材料種別の変更)、厚さ 種別変更(材料種別の変更)、厚さ ※通常のアスファルト(密粒度、粗粒度等)を 特殊アスファルトに変更する場合は、新規 工種として取り扱う。	施工機種変更、路床工全般 施工機種変更、路盤工全般 施工機種変更、舗装工全般 その他 (As舗装工、Co舗装工、碎石舗装工、CB舗装工等)
交通安全施設工	路面標示工 車止め工 標識工 防護柵設置工 視線誘導標工	種別変更(幅、標示色) 種別変更 (材料種別の変更、在来品→新品等) 種別変更(種別変更、在来品→新品等) 種別変更 (材料種別の変更、在来品→新品等) 種別変更 (材料種別の変更、在来品→新品等)	路面標示工全般(消去工含む) 車止め工全般 標識工全般 防護柵工全般 その他(ガードレール、遮光柵等) 視線誘導標工全般
雑工	修正工 フェンス工	種別変更 (雨水栓、集水栓、下水人孔、水道鉄蓋、止水栓等) 種別変更(材料種別の変更、高さ)	修正工全般 フェンス工全般(門扉含む) ※ 特殊フェンスは除く
植栽工 [維持管理含む]	植栽工 移植工 剪定工 樹木撤去工 薬剤散布工	種別変更(幹回り、高さ等)	施工機種変更、樹種変更 植栽工全般(維持管理含む)
土質調査	試錐工 標準貫入試験	土質の変更、深さ等	土質調査・土質試験等全般

※ 労務費、損料、経費等の一式計上されたもので、工事目的物の数量の変化に応じ、変更するのが妥当なものは、現設計の積算条件の範囲において、軽微な変更で処理できる。

《「軽微な設計変更の運用基準」の適用にあたっての留意点》

- 1) 本基準は、設計変更における契約変更締結までの実施決定の事務手続（変更指示書・請書による手続）が行われていなければ適用できない。
- 2) 軽微な設計変更は、工期の末に契約変更を行うことができる旨定められているので、部分払及び部分完成時は工期の末（最終工期）ではないので実施できない。
- 3) 軽微な設計変更の取り扱いは、例外的な取り扱いとして、本表に定められたものに限り新工種とみなさないものとし、決議金変更（軽微な設計変更）として処理しているもので、運用基準を拡大解釈して運用してはならない。

総括監督員	主任監督員	担当監督員

指 示 書

平成 年 月 日

(受注者)

様

大阪市環境局

工事名称 :

(指 示 内 容)

履 行 期 限

平 成 年 月 日

平成 年 月 日

大 阪 市 監 督 員 様

上記指示事項は、了 解 ・ 完 了 し ま し た。

現場代理人

印

表-1 当初の査定方法

請負率 $X = p / P$

p : 契約金額

P : 設計工事費総額

X : 小数第5位止め (6位以下切り捨て)

費目	種別	設計金額	算式	査定	摘要
工事価格	各工種	A ₁	各単価 $a_1 = A_1 \times X$	a ₁	※1 a : 原則として小数位以下1位を切り上げ整数位止めとする。
	〃	A ₂	各単価 $a_2 = A_2 \times X$	a ₂	
	〃	A ₃	各単価 $a_3 = A_3 \times X$	a ₃	
	直接工事費	B	$B = a_1 + a_2 + \dots + a_n$	b	※2 b : 円止め。(円未満切り捨て) 明細書方式の場合は、明細書ごとに円止めとする。
	共通仮設費[率計上分]	C	$c = C \times X$	c	
	〃 [積上げ分]	D	$d = D \times X$ (運搬費)	d	
	〃 [積上げ分]	E	$e = E \times X$ (準備費)	e	
	〃 [積上げ分]	F	$f = F \times X$ (安全費)	f	
	〃 [積上げ分]	G	$g = G \times X$ (技術管理費)	g	
	〃 [積上げ分]	H	$h = H \times X$ (營繕費)	h	
	共通仮設費計	I	$i = c + d + e + f + g + h$	i	
純工事費		J	$j = b + i$	j	
	現場管理費	K	$k = K \times X$	k	
工事原価		L	$l = j + k$	l	
	一般管理費	M	$m = n - l$	m	
本工事費		N	$n = p - o$	n	
	消費税率額	O	$o = n \times \text{消費税率}$	o	
工事費総額		P	$p = n + o$	p	

※4 共通仮設費は上記以外に仮設費、事業損失防止施設費、役務費等を、必要に応じ計上すること。

表-2 設計変更の積算方法

新工種等設計額 $Y' = \Sigma \times (P' / Z')$

P' / Z' : 小数第5位止め（6位以下切り捨て）

費目	種別	設計金額	算式	変更設計金額	摘要
工事価格	各工種（既契）	A	各単価 $a' = a$	a'	※5 $Z = [(B' - \Sigma A) \div X] + \Sigma A$
	〃（新規）	A	各単価 $\textcircled{A} \neq A$	\textcircled{A}	
	〃（類似）	A	各単価 $a' = A \times X$	a'	
	直接工事費	B	$B' = a'_1 \dots + a'_n + \textcircled{A}_1 \dots + \textcircled{A}_n$	B'	
経費対象額		Z		Z'	
	共通仮設費[率計上分]	C	$C' = C \times X$	C'	※6 1,000円止め (原則として100円単位を四捨五入)
	〃[積上げ分]	D	$D' = D \times X$ (運搬費)	D'	
	〃[積上げ分]	E	$E' = E \times X$ (準備費)	E'	
	〃[積上げ分]	F	$F' = F \times X$ (安全費)	F'	
	〃[積上げ分]	G	$G' = G \times X$ (技術管理費)	G'	
	〃[積上げ分]	H	$H' = H \times X$ (營繕費)	H'	
	共通仮設費計	I	$I' = C' + D' + E' + F' + G' + H'$	I'	
純工事費		J	$J' = B' + I'$	J'	
	現場管理費	K	$K' = K \times X$	K'	
工事原価		L	$L' = J' + K'$	L'	※7 $M' : N'$ が1,000円止めとなるよう調整
	一般管理費	M	$M' \leq M \times X$	M'	
本工事費		N	$N' = L' + M'$	N'	
	消費税率額	O	$O' = N' \times \text{消費税率}$	O'	
工事費総額		P	$P' = N' + O'$	P'	

※8 変更設計工事費総額（P'）が、請負金額に対し20%以上増額となる場合は、別途契約を原則とし、契約担当課と協議すること。

※9 共通仮設費は上記以外に仮設費、事業損失防止施設費、役務費等を必要に応じ計上すること。

表-3 設計変更の査定方法

変更請負率 $X' = y' / Y'$

Y' : 新工種等設計額 = $\Sigma(A) \times (P' / Z')$

y' : 新工種等契約額 = $Y' - (P' - p')$

費目	種別	変更設計金額	算式	設計金額	摘要
工事価格	各工種(既契)	a'	各単価 $a' = a'$	a'	※10 新工種の査定単価は、原則として小数点以下1位を切り上げ整数位止めとする。
	〃(新規)	(A)	各単価 $(A) = A \times X'$	(A)	
	〃(類似)	a'	各単価 $a' = a'$	a'	
	直接工事費	B	$B' = a'_1 + a'_n + A_1 + A_n$	b'	※11 b' : 円止め。(円未満切捨) 明細書方式の場合は、明細書ごとに円止めとする。
経費対象額		Z		z'	
	共通仮設費[率計上分]	C'	$c' = p' \times C / Z'$	c'	※12 1,000円止め (原則として100円単位を四捨五入)
	〃[積上げ分]	D'	$d' = p' \times D / Z'$ (運搬費)	d'	
	〃[積上げ分]	E'	$e' = p' \times E / Z'$ (準備費)	e'	
	〃[積上げ分]	F'	$f' = p' \times F / Z'$ (安全費)	f'	
	〃[積上げ分]	G'	$g' = p' \times G / Z'$ (技術管理費)	g'	
	〃[積上げ分]	H'	$h' = p' \times H / Z'$ (営繕費)	h'	
	共通仮設費計	I'	$i' = c' + d' + e' + f' + g' + h'$	i'	
純工事費		J'	$j' = b' + i'$	j'	
	現場管理費	K'	$k' = j \times K / J'$	k'	
工事原価		L'	$l' = j' + k'$	l'	
	一般管理費	M'	$m' = n' \times l'$	m'	
本工事費		N'	$N' = l' + m'$	N'	※13 n' : 「当初契約金額」 +「変更増減額」
	消費税率額	O'	$o' = n' \times 消費税率$	o'	
工事費総額		P'	$p' = n' + o'$	p'	

表-4 精算の方法

費目	種別	査定金額	算式	出来高金額	摘要
工事価格	各工種(既契)	a	各単価 $a' = a \times X$	a'	※14 「軽微な設計変更の運用基準」に定める、設計変更における工種区分。
	〃(新規)	—	各単価 $(A) = A \times X$	$(A)'$	
	〃(類似)	—	各単価 $a' = a \times X$	a'	
	直接工事費	b	$B' = a'_1 + \dots + a'_n$	b'	※15 b' : 円止め。(円未満切捨) 明細書方式の場合は、明細書ごとに円止めとする。
	共通仮設費[率計上分]	c	$c' = c$	c'	
	〃[積上げ分]	d	$d' = d$ (運搬費)	d'	
	〃[積上げ分]	e	$e' = e$ (準備費)	e'	
	〃[積上げ分]	f	$f' = f$ (安全費)	f'	
	〃[積上げ分]	g	$g' = g$ (技術管理費)	g'	
	〃[積上げ分]	h	$h' = h$ (營繕費)	h'	
	共通仮設費計	i	$i' = c' + d' + e' + f' + g' + h'$	i'	
純工事費		j	$j' = b' + i'$	j'	
	現場管理費	k	$k' = j \times k / j$	k'	※17 k' : 1,000円止め。 (原則として1,000円未満切捨)
工事原価		l	$l' = j' + k'$	l'	
	一般管理費	m	$m' = l' \times m / l$	m'	※18 m' : n' が1,000円止めになる ように、 m / l 以内で端数調整する。
本工事費		n		N'	
	消費税率額	o	$o' = n' \times \text{消費税率}$	o'	
工事費総額		p	$p' = n' + o'$	p'	